

令和4年4月6日開催

第1回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和4年度 第1回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和4年4月6日(水)
 2. 開催時刻 開 刻 13時30分
 閉 刻 14時05分
 3. 開催場所 遠軽町議会議場
 4. 出席委員 17人

会	長	18番	新国	純一
会	長職務代理者	17番	石丸	博雄
委	員	1番	梶田	政實
委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	4番	笹原	仁
委	員	7番	林	秀和
委	員	8番	鈴木	和弘
委	員	9番	岡田	一司
委	員	10番	石山	幸一
委	員	11番	大河原	正一
委	員	12番	大村	明
委	員	13番	須藤	智弘
委	員	14番	西原	弘子
委	員	15番	原田	喜一郎

5. 欠席委員 1人

委	員	3番	菅井	誠
委	員	5番	西	美紀
委	員	6番	菅井	美德
委	員	16番	早川	剛司

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委	員	2番	佐藤	克哉
委	員	10番	石山	幸一

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地係長 原 吉生

第3 報告第1号 農業委員会事務局職員の任免について

報告第2号 令和3年度農業委員会事務報告について

議案第1号 令和4年度遠軽町農業委員会活動日程等について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当主幹	石川 正徳
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	森谷 智之
農地・農業振興担当主任	加藤 一実
農地・農業振興担当主事補	菅原 滉平
農地・農業振興担当専門員	菊地 隆

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和4年度第1回（R4.4.6）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員14名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、2番 佐藤委員、10番 石山委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆ 諸般の報告

1. R4.3.4（金）13：30～
第12回農業委員会総会

2. R4.3.17（木）13：30～
北海道農業会議第92回通常総会
札幌市 書面決議により対応

◆ 今後の予定

1. R4.4下旬
令和3年度遠軽町農業推進協議会総会及び遠軽町農業再生協議会総会
【役場本所3階大会議室】新国会長、広瀬事務局長出席予定

2. R4.4下旬
遠軽町農業担い手対策協議会第5回定期総会【役場本所3階大会議室】
新国会長、広瀬事務局長出席

3. R4.5.9（月）13：30～
第2回農業委員会総会

議長 ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第1号「農業委員会事務局職員の任免について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

- 1 任命を解く職員
係長 大久保 元
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当係長の職を解く
併せて遠軽町農業委員会事務局職員の併任を解く
- 2 任命をする職員
主幹 石川 正徳
遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当主幹を命ずる
主事補 菅原 滉平
遠軽町農業委員会事務局職員に任命する
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当を命ずる
専門員 菊地 隆
遠軽町農業委員会事務局職員の併任を命ずる
遠軽町農業委員会農地・農業振興担当を命ずる
- 3 任免年月日
令和4年4月1日

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第1号を終わります。

議長 暫時休憩します。(13:40～13:43)
(新職員挨拶)

議長 再開します。
次に、報告第2号「令和3年度農業委員会事務報告について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 報告第2号「令和3年度農業委員会事務報告について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

議案につきましては、事前に配布をしておりますので、要点のみを報告したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願します。

1の組織につきましては、会長をはじめ各委員、事務局について載せてございます。

2の農業委員会総会等の開催でございますが、総会を12回、農地部会を1回、農地利用状況調査を各地域で1回実施しております。

4の農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく事務につきましては、3条については5件198, 872㎡、5条については2件949㎡、18条については7件305, 072㎡の取り扱い、基盤強化法については39件1,965, 821㎡の取り扱いとなっております。

5の農地移動あっせん事務については、「成立」7件274, 027㎡、「継続中」2件77, 546㎡の取り扱いとなっております。

8の農業者年金関係事務につきましては、193件の受付をしております。

以上で説明を終わります。

議長 これより、報告第2号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、報告第2号を終わります。

次に、議案第1号「令和4年度遠軽町農業委員会活動日程等について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第1号「令和3年度遠軽町農業委員会活動日程等について」の説明をいたします。議案書をご覧ください。

別紙の活動日程(予定)につきましては、本日の農業委員会の総会をはじめ、以下のとおり予定しております。

なお、7月25～8月5日の「各地域ごとの農地パトロール(利用状況調査)週間」では、各委員にご協力をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第1号についての質疑を行います。

質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

その1

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿、田・原野・畑及び現況は全て畑」・面積(㎡)「5筆合計 34,649」

3 通知の理由

平成27年3月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その2

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町 ●●●

●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外5筆」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積（㎡）「6筆合計 28,890」

3 通知の理由

令和元年12月9日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

その3

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

2 通知の土地

所在「遠軽町●●●」・地番「●●外7筆」・地目「公簿、畑・山林現況は全て畑」・面積（㎡）「8筆合計 47,097」

3 通知の理由

平成24年12月13日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局

本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その4

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

賃借人－紋別郡遠軽町●●●

●● ●●

- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿、現況は全て畑」・面積（㎡）「5筆合計 37,070」
- 3 通知の理由
平成26年8月15日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

その5

- 1 通知者の住所氏名
賃貸人―紋別郡遠軽町●●●
●● ●●

賃借人―紋別郡遠軽町●●●
●● ●●
- 2 通知の土地
所在「遠軽町●●●」・地番「●●」・地目「公簿、山林現況は畑」・面積（㎡）「1筆合計 24,128」
- 3 通知の理由
平成24年6月12日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。
- 4 解約の種類
合意解約
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第2号「その1」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「その2」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「その3」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「その4」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第2号「その5」についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ

る農用地利用集積計画について」6件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

整理番号1から整理番号6につきましては、賃貸借でございます。

整理番号1、所在「●●●」・地番「●●外4筆」・地目「公簿一田・原野・畑、現況は全て畑」・面積(㎡)「5筆合計34,649」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.4.15」・終期「R9.4.14」・期間「5年」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号2、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿及び現況は全て畑」・面積(㎡)「11,802」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.4.15」・終期「R7.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額(円)「年10,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号3、所在「●●●・●●●」・地番「●●内外2筆」・地目「公簿一畑・現況は全て畑」・面積(㎡)「3筆合計72,238」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.4.15」・終期「R7.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額(円)「年240,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号4、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「1筆合計 32,716」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.4.15」・終期「R7.3.31」・期間「2年11ヶ月・金額（円）「年 50,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借の設定をしておりましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号5、所在「●●●・●●●」・地番「659-2内外3筆」・地目「公簿一畑・原野、現況は全て畑」・面積（㎡）「4筆合計 14,021」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.4.15」・終期「R7.3.31」期間「2年11ヶ月」・金額（円）「年 20,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号6、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿現況は全て畑」・面積（㎡）「26,812」・貸主「●●●●」・借主「●●●●、●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R4.4.15」・終期「R7.3.31」・期間「2年11ヶ月」・金額（円）「年 72,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定していましたが、期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

議長 これより、議案第3号「整理番号1」についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●委員」の退席を求めます。

議長 暫時休憩いたします。（13：47～13：47）
再開します。
これより、議案第4号「整理番号1」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号「整理番号1」についての審議が終了しましたので、「●番
●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：48～13：48）

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号1」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

議長 これより、議案第3号「整理番号2」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号3」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号4」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号5」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第3号「整理番号6」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●・●●●・●●●」・地番「●●」・地目
「公簿及び現況は畑」・面積 (㎡) 「118,616」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。（13：55～13：55）

議長 再開します。
これより、議案第4号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第4号についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。（13：56～13：56）

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。
それでは、あっせん委員については、10番 石山委員、11番 大河原委員を指名します。

各委員は、よろしく申し上げます。

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これをもちまして、令和4年度第1回農業委員会総会を閉会します。